

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 令和2年3月3日（火） 15時から15時35分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 6階 603会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 谷萩八重子, 斉藤学, 足立勇人, 田山知賀子, 元濱昭二, 富永幸枝
 - (2) 執行機関 小川邦明, 海老澤守, 吉田友洋
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1)水戸市消費者教育推進計画（第2次）の答申について（公開）
 - (2)その他
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - 1 水戸市消費者教育推進計画（第2次）【素案】

9 発言の内容

執行機関

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第3回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。

議事に入るまでの進行は、私、市民生活課長の小川が務めさせていただきます。まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(確認)

執行機関

続きまして、本日の出席者数を報告させていただきます。審議会委員数8名のうち、まだ〇〇委員、〇〇委員はお見えになっておりませんが、現在6名が出席されております。したがって、出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市消費生活条例第36条第2項の規定により、当審議会は成立しております。

なお、傍聴人は0人でございます。

それでは、ここからの議事の進行は、会長にお願いしたいと思います。会長お願いします。

会長

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

〇〇委員、〇〇委員をお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おきください。

それでは議事に入らせていただきます。(1)の水戸市消費者教育推進計画(第2次)の答申についてです。

こちらは、令和元年6月7日に行われました第1回消費生活審議会において市長から、水戸市消費者教育推進計画(第2次)の策定について意見を求める諮問を受けたところです。それを受けまして、当審議会として審議をしてまいりました。

本日は、審議を行い、意見を集約した後、当審議会としての答申を行いたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

執行機関

(素案の説明)

会長

ありがとうございました。

本日は答申ということですが、ただいまの説明について、何か御質問はありますか。

副会長

計画ではエシカル等について取り入れています。21 ページの施策、学校教育等における消費者教育の推進の中で、施策の中には何一つそれらしい表現が入っていません。高校生期の中で持続可能な社会の形成という言葉が初めて出てきますが、中学生期の公正な社会の形成について考え、消費行動が環境や経済に与える影響についてと書くのであれば、ここにも表現してもいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。水戸市はSDGsの推進に取り組んでいるので。

執行機関

水戸市全体でSDGsの取組を進める中では、あらゆる立場の人が取り組まなければならないという考え方です。33 ページを御覧いただきたいと思います。ここで示した主な取組の中で、全体的な考え方を表現したところであります。

会長

確かに 33 ページに書いてありまして、副会長が言うようにすると、計画のいろんなところに、そのことを記載しなければならなくなって、ここだけに入れれば済むということではなくなってしまいます。全体としての答申でありまして、中学、高校だけの話ではなく、全然入っていないわけではないです。

副会長

県としてはどう考えますか。

委員

私は書き方の問題だと思います。市の意図としては、年代に合わせた言葉を選んでまとめていったのではと思っています。SDGs そのものでなくてもいいのではという読み方をしたので、私としてはそんなに違和感はありませんでした。33 ページのところでは、はっきりSDGsの話が出ていますし。

会長

中学生期の所で、「消費行動が環境や経済に与える影響についての理解を深め、日常生活における具体的な行動ができるよう」という部分が、SDGs という言葉は使っていないが、まさにSDGsを示してということなのではないでしょうか。

委員

中学生の公民学習において、公正という言葉がキーワードとなっていましたので、ここでは公正という言葉で載せるほうがいいのではないかと思います。

委員

詳しく書き込んだほうがいいというのが御意見だと思いますが、いろいろなことが消費生活の問題にまで関係しているなど、考えさせるということを意図して、このような表現になったと私は考えます。

副会長

ライフステージや地域コミュニティなどにより、全市民が対象としているので、そこは素晴らしいと思いますが、水戸市の特色は、都市宣言をしておりますし、教育・啓発をするセンターとしては、計画に基づいて出前講座等をしていると先生に話をしているので、根拠として入っているといいなと思います。

会長

各ステージで分かりやすい言葉で書いているので、内容的には入っているということでもよろしいでしょうか。

委員

24 ページに 60 歳以上という表現がありますが、高齢者というと 65 歳以上となっているものが多いかと思いますが、あえて 60 歳以上としたのですか。

委員

P I O - N E T という消費相談のシステムがあるのですが、そのシステムが 50, 60, 70 というように 10 歳区切りになっておりまして、65 歳以上という数字が取れなかったと思いますので、その関係かなと思います。消費生活相談の統計では、65 歳以上というものはあまり見たことがないです。

会長

それでは、だいたいこのくらいでよろしいでしょうか。

意見として承りましたが、内容としては修正するようなことはないということで、答申に移りたいと思います。

ここからの進行は、一度事務局に移します。

執行機関

それでは、会長から市長へ、水戸市消費者教育推進計画（第 2 次）（案）についての答申を行います。会長お願いします。

会長

（読み上げ、手渡し）

執行機関

それでは、市長より御挨拶いたします。

市長

（あいさつ）

執行機関

以上をもちまして、水戸市消費者教育推進計画（第2次）（案）についての答申を終了します。
市長は公務のため、ここで退席させていただきます。
それでは、引き続き、会長に進行をお願いします。

会長

審議につきましては以上ですが、その他として、事務局から何かありますか。

執行機関

特にございません。

会長

以上をもちまして、第3回消費生活審議会を終了します。
ありがとうございました。